

## 法人市民税更正請求書記載の手引

- 1 この請求書は、法人市民税について、地方税法第20条の9の3第1項若しくは第2項若しくは第321条の8の2又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「令和2年旧地方税法」といいます。）第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用し、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市長に1通提出してください。
- 2 「※処理事項」の欄は記載する必要がありません。
- 3 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「法人税割」及び「均等割」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載してください。
- 6 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑤」及び「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑦」の欄に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 7 「差引法人税割額 ⑮」、「法人税割額 ⑰」及び「均等割額 ⑲」の欄に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 8 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいいます。以下同じです。）において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいいます。以下同じです。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいいます。以下同じです。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいいます。以下同じです。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載してください。
- 9 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（地方税法第321条の8の2又は令和2年旧地方税法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付してください。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」といいます。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。
- 10 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載してください。
- 11 「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」の欄には、この更正の請求により還付が生じた場合、口座振込により還付しますので、還付を受けようとする金融機関名、支店名、口座の種類及び口座番号を記載してください。